

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書 記載方法

様式第6（第7条関係）

特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ 使用廃止届出書

横浜市長

〇〇〇〇年〇月〇日

届出者

横浜市中区本町〇-〇-〇
株式会社●●●●
代表取締役 横浜 太郎

特定施設 ~~（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）~~ の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社●●●● 横浜工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	横浜市中区港町〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	No.65、71の2	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	研究棟	※備考	
使用廃止の年月日	〇〇〇〇年〇月〇日		
使用廃止の理由	老朽化（更新）のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ①届ける施設以外に二重取り消し線を引きます。
有害物質貯蔵指定施設の例：
特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ 使用廃止届出書
- ②届出の提出日を記入します。（西暦でも和暦でも構いません。）
（使用を廃止した日から30日以内に提出してください。）
- ③届出者に法人の住所・名称・代表者の役職及び氏名を記入します。
（法人の場合、原則代表者となります。）
- ④廃止した施設以外に二重取り消し線を引きます。
左以外の例：特定施設と有害物質貯蔵指定施設を廃止する場合
特定施設 ~~（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）~~ の
- ⑤事業場の名称を記入します。
- ⑥事業場の所在地を記入します。
- ⑦廃止した特定施設の種別をすべて記入します。
（[水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設番号又は指定地域特定施設](#)を記入してください。）
- ⚠第5条第3項関係の施設の廃止の場合は、空欄としてください。
- ⑧届出対象の特定施設の設置場所を記入し、設置場所を示す図面を添付してください。
ただし、事業場の閉鎖・移転等により事業場のすべての特定施設等を廃止した場合は、「所在地に同じ」などと記入してください。
- ⑨施設を廃止した年月日を記入します。
- ⑩施設を廃止した理由を記入します。

⚠事業場内の一部の特定施設等の廃止の場合は、2ページ以降もご確認ください。

※使用廃止とは・・・
施設の撤去又は配管の縁切りや電源遮断等により使用できない状態です。

※事業場の閉鎖・移転等により事業場のすべての特定施設等を廃止した場合は、この様式のみ提出となります。

参考1 届出理由・事業場概要

水質汚濁防止法・下水道法共通

参考

1 届出理由

①

老朽化した流し台⑧ (No. 71の2 (イ)) と酸バット②、③ (No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設) を廃止した。

2 事業場概要

②

従業員数	〇〇 人	業種 (細分類)	工学研究所
主要製品	〇〇〇〇	操業時間	8時～17時
企業規模	大企業 ・ 中小企業 ・ 零細企業 ・ 公共施設		
敷地面積	〇〇〇〇 ㎡	下水排除方式	合流 ・ 分流 ・ 未告示
担当部署	環境部	担当者	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス@.....

添付書類一覧

③

水 下	添付書類の名称	作成上の注意
✓	特定施設の設置場所 (土木図面等)	廃止した特定施設の設置場所を明示してください。

注1 変更届出の場合は、図面上に変更箇所を明示してください。

注2 何枚かの図面をまとめられる場合は、まとめてください。

注3 図面は原則、A4版又はA3版とし、A3版の図面はA4版に折って提出してください。

①届出を行う理由を記入してください。

②事業場の概要として、各項目を記入してください。

「業種」：「日本産業分類 細分類」から記入

「企業規模」：下表参照

「公共施設」：浄水場・下水処理場・焼却工場等の公共施設

「下水道排除方式」：「[横浜市行政地図情報提供システム](#)」の「だいちゃんマップ」からお調べください。

業種	大企業	中小企業		零細企業
		資本金額または出資総額	常時使用する従業員数	
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種	右欄以外	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	右欄以外	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	右欄以外	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	右欄以外	5,000万円以下	50人以下	5人以下

③添付書類の確認にご使用ください。

参考2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等一覧

水質汚濁防止法のみ

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等一覧

①

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 (特定施設にあっては施行令第1条別表第1の号番号及び第3条の2)	工場又は事業場における施設番号	構造基準等					有害物質の種類	備考※
		床面及び周囲	配管等	排水溝等	地下貯蔵施設	使用の方法		
No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	酸バット ①	A				A	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
No. 71の2(イ) 洗浄施設	流し台① ～⑦、⑨、⑩	A				A	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン	

- 備考 1 構造基準等にはA・Bのいずれかを記入すること。
 A基準：水質汚濁防止法施行規則第8条の3～第8条の6で定める構造基準等
 B基準：水質汚濁防止法施行規則附則第3条～第6条で定める構造基準等
 2 構造基準等の対象にならない場合は空欄又は斜線とすること。
 3 設置する又は設置しているすべての有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
 4 有害物質の種類は、水質汚濁防止法施行令第2条のいずれかの物質を記載し、複数ある場合はそのすべてを記載すること。
 5 ※には記入しないこと。
 6 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を有しない事業場は、本様式を提出することを要しない。

⚠ 「当該書類」は事業場に有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設が**一切ない**場合は、記入・提出しなくて構いません。

①事業場内の**すべての**有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、構造基準の該当する項目に各基準（A・B）を記入します。

「有害物質の種類」の欄については、略称表記でも構いません。
 例：カドミウム及びその化合物 → Cd
 アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物 → N-3

⚠ 構造基準の詳細については、[市ホームページ](#)をご覧ください。

参考3 特定施設（有害物質使用特定施設）、有害物質貯蔵指定施設一覧表

水質汚濁防止法のみ										
特定施設（有害物質使用特定施設）、有害物質貯蔵指定施設一覧表										
特定施設等	台数	65		71の2(イ)						その他
		届出前	届出後							
カドミウム及びその化合物				○						
シアン化合物				○						
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）				○						
鉛及びその化合物				○						
六価クロム化合物				○						
砒素及びその化合物				○						
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物										
ポリ塩化ビフェニル（PCB）										
トリクロロエチレン				○						
テトラクロロエチレン				○						
ジクロロメタン				○						
四塩化炭素				○						
1,2-ジクロロエタン				○						
1,1-ジクロロエチレン				○						
1,2-ジクロロエチレン				○						
1,1,1-トリクロロエタン				○						
1,1,2-トリクロロエタン				○						
1,3-ジクロロプロペン				○						
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン				○						
セレン及びその化合物				○						
ほう素及びその化合物				○						
ふっ素及びその化合物				○						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		○		○						
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）										
1,4-ジオキサン				○						

①

①事業場内の**すべての**特定施設等の種類、設置台数、使用等している有害物質を記入します。

※特定施設等以外で使用等している有害物質は「その他」の欄に記入してください。



「有害物質の種類」や「台数」は届出内及び過去の届出と整合性をとってください。

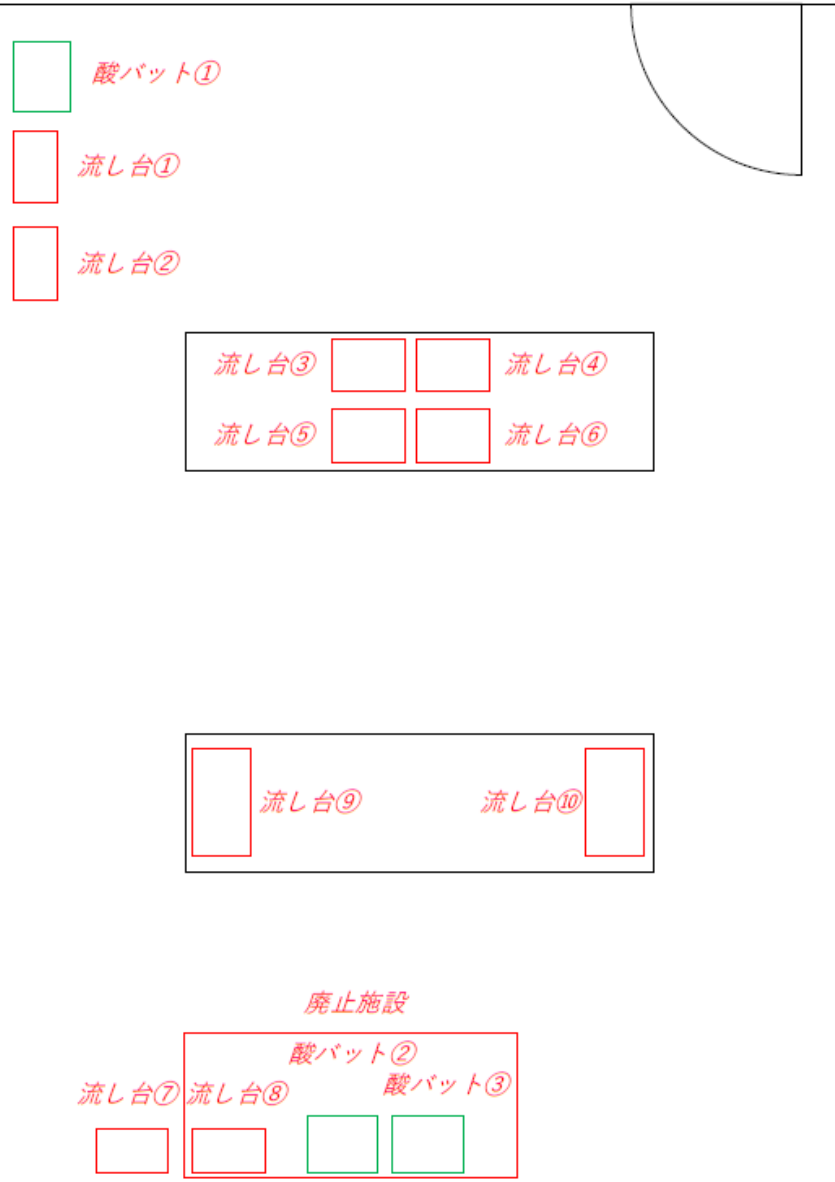
- 1 特定施設等の欄には、特定施設にあっては、水質汚濁防止法施行令第1条別表第1の号番号又は指定地域特定施設を、有害物質貯蔵指定施設にあっては、有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
- 2 特定施設にあっては、製造・使用・処理している有害物質に○を、有害物質貯蔵指定施設にあっては、保管している有害物質に○を記載すること。
- 3 その他の欄については、特定施設等以外において、製造・使用・処理・保管している有害物質に○を記載すること。

添付資料1 特定施設等の設置場所

別図1 特定施設の設置場所

研究棟1F平面図

①



①廃止した特定施設等の設置場所を示す図面を添付してください。